

くらしきパートナーシップ推進ひろば 会則

2004年11月25日設立

第1章《総則》

(名称)

第1条 この会は、くらしきパートナーシップ推進ひろば と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、倉敷市内に置く。

(目的)

第3条 この会は、真に豊かな地域社会の実現に寄与するために、NPO(民間非営利組織)の活動の発展に取り組み、もって市民社会の実現をめざします。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、以下の事業に取り組む。

- (1) NPOの力量形成のために／NPOサポート事業
相談対応、調査・情報収集、編集・発信、資源提供など
- (2) 協働の実践と課題解決のために／協働サポート事業
コーディネート/ネットワーク、ハンズオン支援など
- (3) 協働環境を整えるために／協働環境づくり事業
調査・情報収集、編集・発信、政策提言など

第2章《会員》

(会員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

正会員 個人 団体
総会での議決権あり

準会員 個人 団体
総会での議決権なし

賛助会員 個人 団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、その承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) この会が、会員にふさわしくないと判断したとき。

第3章(役員)

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表(複数名の場合は共同代表とする)
- (2) 副代表(1～3名程度)
- (3) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

(職務)

第10条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

第4章《会議》

(総会)

第12条 この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 中期戦略と単年度事業方針
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席(書面又は電磁的方法による委任も含む)がなければ、開会することができない。

(議事録)

第 13 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第 15 条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 16 条 この会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事務局)

第 17 条 総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決・執行するため、事務局を置く。

(委任)

第 18 条 この会則に定めのない事項は、役員議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 19 条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は、2004年11月25日から施行する。

附則

この会則は、2008年6月29日から施行する。

附則

この会則は、2010年7月1日から施行する。

附則

この会則は、2012年7月1日から施行する。